

一般社団法人 香川県マンション管理士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人香川県マンション管理士会（以下「当法人」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(定義)

第3条 この定款において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）をいう
- 二 適正化法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）をいう
- 三 区分所有法 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）をいう
- 四 管理組合 区分所有法第3条の管理を行うための団体をいい、マンションの管理組合をいう
- 五 マンション管理士 適正化法第2条第五号のマンション管理士をいう
- 六 会員 法人法第11条第1項第五号の社員をいい、当法人の会員をいう
- 七 総会 法人法第35条第1項の社員総会をいい、当法人の総会をいう
- 八 会長 法人法第77条第3項の代表理事をいい、当法人の会長をいう
- 九 理事会 法人法第90条第1項の理事会をいい、当法人の理事会をいう
- 十 入会 法人法上の社員となることをいい、当法人に入会することをいう
- 十一 退会 法人法第28条の退社をいい、当法人を退会することをいう
- 十二 日管連 一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう

(目的及び事業)

第4条 当法人は、会員の専門的知識の向上と業務の進歩改善を図り、香川県下各自治体及びマンション管理組合等関係団体並びに日管連との連携、協力等により、会員の活動を支援するとともにマンション管理士制度の普及、周知を通じてマンションの管理の適正化に資することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 会員の専門的知識の向上と業務の進歩改善を図ること
- 二 マンション管理組合の管理の適正化を促進する為の講習会等の開催に関すること
- 三 マンション管理士制度の普及、周知に関すること
- 四 マンションの区分所有者（区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。）及び管理組合への会員の紹介に関すること
- 五 関係法令等の研修に関すること
- 六 マンション管理に関する調査、研究に関すること
- 七 会報の編集及び発行に関すること
- 八 広報活動に関すること

- 九 マンション管理に関する情報収集及び情報公開に関すること
- 十 マンション管理センターが展開する事業への協力及び管理組合への普及に関すること
- 十一 香川県下各自治体及び関係団体等との連携並びに調査、研究の受託及び業務の請負に関すること
- 十二 会員の日管連への登録に関すること
- 十三 日管連との連携、協力及び要望活動に関すること
- 十四 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業に関すること
- 十五 その他、当法人の目的を達成する為に必要なこと

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

(公告の方法)

第6条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(品位の保持)

第7条 当法人は、会員の品位を保持し、その業務の改善推進を図るため、会員の指導・連絡・監督に関する事務を行う。

第2章 会員

(会員)

- 第8条 当法人の会員は、マンション管理士の資格を有し第4条第1項の目的に賛同する者とする。
- 2 当法人の会員は、香川県内に住所又は事務所(マンション管理士事務所に勤務している場合は、その勤務先を事務所として取扱う。)を有する者とする。
 - 3 当法人の会員は、日管連に登録マンション管理士(以下「登録マンション管理士」という。)として登録を行うことを了承するものとする。この場合、会員は、日管連の定款、倫理規程、規則等を遵守しなければならない。

(入会)

- 第9条 当法人に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の入会申込書には、別に定める日管連への登録申請の書類を添付しなければならない。

(経費の負担)

- 第10条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 一 会員は、別に定める期日までに入会金及び年会費を毎年納入しなければならない
 - 二 会員は、前号に定めるもののほかに、日管連登録料及び年会費(以下、「日管連登録料等」という。)を当法人に納入しなければならない
- 2 当法人は、前条第2項の日管連登録申請書類と共に前項第二号の日管連登録料等を受領し、これを日管連に納入する。

- 3 当法人は、毎年6月1日現在における会員数に応じた年会費を、指定の期日までに日管連に納入する。
- 4 日管連登録料等については、日管連の規程による。
- 5 会員は、当法人に納入後の入会金、年会費及び日管連登録料等については理由の如何を問わず、返還請求をすることができない。第14条の退会及び第17条の定めに基づき会員資格を喪失したときも同様とする。

(会員名簿)

- 第11条 当法人は、会員の氏名、住所又は事務所等を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。
- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載の住所又は事務所にあてて行うものとする。
- 3 会員は、氏名、住所又は事務所等の変更があった場合は、速やかに会長に届け出なければならない。
- 4 当法人は、毎年6月1日時点における会員名簿及び役員名簿を日管連に届け出るものとする。

(定款及び法令の遵守)

- 第12条 会員は、当法人の定款及び適正化法等関連法令並びに日管連の定款及び倫理規程等を遵守しなければならない。

(他のマンション管理士会への入会)

- 第13条 会員は、重複して日管連傘下の他のマンション管理士会あるいは日管連に加盟していないマンション管理士会(紛らわしい名称を冠した団体を含む。)の会員となることはできない。

(退会)

- 第14条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(懲戒)

- 第15条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、理事会の決議を経て懲戒することができる。ただし、この場合、第41条に定める理事会の決議の省略は適用しない。
 - 一 当法人の事業を妨げ又は当法人の名誉を著しく傷つける行為をしたとき
 - 二 当法人の定款、細則等及び日管連の定款、倫理規程に違反する行為をしたとき
 - 三 その他、懲戒すべき正当な理由があるとき
- 2 懲戒は、次に掲げる4種とする。
 - 一 口頭注意
 - 二 文書戒告
 - 三 6か月以内の会員資格の停止
 - 四 退会勧告
- 3 懲戒の審査対象となった会員は、懲戒手続きが行われている間は会員の資格を喪失しない。こ

の場合において、第 14 条退会及び第 17 条会員資格の喪失の定めについてはこれを適用しない。

- 4 懲戒に関しては、理事会において調査及び審査を行う。ただし、利害関係がある理事は、調査及び審査に参加することはできない。
- 5 会長は、会員に対する第 2 項各号に掲げる懲戒を決定するときは、理事会の決議を経なければならない。
- 6 会長は、前項の懲戒を決定するときは、対象となる会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 会長は、会員が第 2 項第三号及び四号の懲戒処分が決定されたときは、日管連に通知し、必要に応じて香川県下各自治体及び関係団体等に通知するものとする。
- 8 第 2 項第四号の退会勧告に基づいて退会した会員は、退会した日から起算して 2 年を経過するまでの間、当法人に入会の申込はできないものとする。

(除名)

第 16 条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において全会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の賛同を得たうえで、その会員を除名することができる。

- 一 マンション管理士として著しい不法行為を行ったとき
 - 二 当法人の定款の定め違反したとき
 - 三 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 四 その他、除名すべき正当な事由があるとき
- 2 当法人は、会員を除名しようとするときは、除名対象となっている会員に対して、総会開催の 1 週間前までに、当該総会において除名を審議すること及び総会において決議する際に弁明する機会が与えられていることについて通知し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。
- 3 除名の審議の対象となった会員は、除名手続きが行われている間は会員の資格を喪失しない。この場合、第 14 条の退会及び第 17 条の会員資格の喪失の定めについては、これを適用しない。
- 4 除名に関しては、理事会において調査及び審査を行う。ただし、利害関係がある理事は、調査及び審査に参加することはできない。
- 5 会長は、会員を除名したときは、遅滞なく除名した会員の氏名及びその理由を除名した会員を含む全会員に通知するものとする。
- 6 会長は、会員の除名が決定されたときは、日管連に通知し、必要に応じて香川県下各自治体及び関係団体等に通知するものとする。
- 7 除名された会員は、その処分決定の日から起算して 5 年を経過するまでの間、当法人に入会の申込はできないものとする。

(会員資格の喪失)

第 17 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- 一 第 14 条の定めに基づき退会届が受理されたとき
- 二 適正化法第 33 条第 1 項の規定により、マンション管理士の登録を取り消されたとき
- 三 前条の定めに基づき除名されたとき
- 四 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- 五 正当な理由なく年会費を 6 か月以上納入しなかったとき

六 登録マンション管理士でなくなったとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 18 条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、当法人に対して負担する債務等は会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を当該会員が一括して履行しなければならない。
- 2 当法人は、会員が資格を喪失しても、すでに納入済みの入会金、会費その他の拠出金はこれを返還しない。

第3章 総会

(総会)

- 第 19 条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 60 日以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときに開催する。
- 一 理事会において臨時総会の招集の決議があったとき
 - 二 全会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する会員から、会長に対して会議の目的たる事項及び招集を必要とする事由を記載した書面をもって、臨時総会開催の請求があったとき

(総会の招集)

- 第 20 条 総会は、理事会の決議を経て会長が招集する。
- 2 会長は、総会を招集しようとするときは、開催日の 2 週間前までに、招集の目的、会議の日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により会員に通知を発しなければならない。
- 3 会長は、前条第 3 項第二号の定めに基づく臨時総会開催の請求があったときは、請求のあった日から 30 日以内の日を会日とする臨時総会開催の通知を発しなければならない。
- 4 前条第 3 項第二号の定めに基づく臨時総会開催の請求をした会員は、会長が、前項の招集手続きを行わないときは、第 1 項の定めにかかわらず、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定められた順序に従い、副会長が招集する。

(招集手続の省略)

- 第 21 条 総会は、全会員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(総会の議長)

- 第 22 条 総会の議長は、会長又は会長が指名する理事が務める。
- 2 前項の定めにかかわらず、第 20 条第 4 項の場合には、総会の招集を請求した会員の中から選出された者が議長を務める。

(総会の議決事項)

- 第 23 条 総会においては、次の事項を決議する。
- 一 定款の変更に関すること

- 二 倫理規程の制定、変更に関する事
- 三 収支決算に関する事
- 四 役員を選任又は解任に関する事
- 五 当法人の入会金の額及び年会費の額に関する事
- 六 基金の募集及び返還に関する事
- 七 資金の借入及び返済に関する事
- 八 会員の除名に関する事
- 九 当法人の解散に関する事
- 十 日管連からの退会に関する事
- 十一 その他、総会で決議すると理事会が決議した事項

(総会の議事及び議決)

第24条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 会員は、各自各1個の議決権を有し、総会は、議決権の過半数を有する会員の出席により成立する。
- 3 総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数で決する。
- 4 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事項は、全ての会員の議決権の3分の2以上の多数をもって議決する。
 - 一 定款の変更に關する事
 - 二 倫理規程の制定、変更に関する事
 - 三 監事の解任に関する事
 - 四 当法人の解散に関する事
 - 五 日管連からの退会に関する事
 - 六 その他、法令又は定款で定める事項に関する事
- 5 第2項の定めにかかわらず、会員は、書面又は電磁的方法及び代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、この会員は出席会員とみなす。
- 6 会員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は当法人の会員でなければならない。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を総会開会までに会長に提出しなければならない。

(総会の決議の省略)

- 第25条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に全ての会員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の書面は、次条の総会の議事録の定めを準用する。

(総会の議事録)

- 第26条 議長は、総会の議事について議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び総会に出席した会員のうち2名が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 会長は、議事録を総会の日から起算して10年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとす

る。

- 4 会長は、会員又は債権者からの議事録の閲覧請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において閲覧につき相当の日時、場所等を指定することができる。

第4章 理事及び監事

(役員)

第27条 当法人に、次に掲げる理事及び監事（以下「役員」という。）を置く。

- 一 理事 3名以上とする
 - 二 監事 2名以内とする
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
 - 一 理事のうち1名又は2名を副会長とする
 - 二 理事のうち1名を会計担当理事とする

(役員を選任)

第28条 役員は、会員の中から総会の決議によって選任し、又は解任する。

- 2 会長、副会長、会計担当理事は、理事の中から理事会の決議によって選定し、又は解職する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第29条 役員任期は、選任された定時総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した役員補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表して、当法人の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 4 会計担当理事は、当法人の経理、出納業務を行う。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、法令の定めるところに従い、当法人の業務の執行及び財産の状況について監査を行い、その結果を総会において報告しなければならない。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

- 5 監事は、前項の報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、前項の請求をした監事が理事会を招集することができる。この場合において、理事会の議長は第39条第1項の定めにかかわらず、理事会を招集した監事が務める。
- 7 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他を調査することができる。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって、当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対しその行為をやめるよう請求することができる。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

(役員退任)

第33条 役員は、次の各号のいずれかに該当したときは退任する。

- 一 総会において解任の決議があったとき
- 二 役員が当法人の会員でなくなったとき

(役員報酬、費用支弁)

第34条 役員が当法人から、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、総会の決議を経て定める。

2 役員が当法人の業務を執行するために要した費用は、理事会の承認を得て支弁する。

(顧問、相談役)

第35条 当法人に顧問、相談役を各若干名置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は、当法人の運営上の重要事項について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問、相談役の任期は、役員任期と同一とする。
- 5 顧問、相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第5章 理事会

(理事会)

第36条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 一 理事会の招集通知は、理事及び監事に対して会日の1週間前までに書面又は電磁的方法により通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 2 会長は、理事から理事会の開催の請求があったときは、5日以内に、その日から2週間以内の日を会日とする理事会を招集しなければならない。

- 3 会長が、前項の定めによる理事会を招集しないときは、理事会の開催を求めた理事が理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い、副会長が招集する。
- 5 会長、副会長及び担当業務を委嘱された理事（以下「担当理事」という。）は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（理事会の議決事項）

第37条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 総会に付議すべき議案に関する事項
- 二 事業及び活動の執行方法に関する事
- 三 理事の職務の執行の監督に関する事
- 四 会員の入会に関する事
- 五 事務局、部会及び委員会等の業務組織の設置及び改廃に関する事
- 六 細則の制定、変更又は廃止の決定に関する事
- 七 事業報告、収支決算に関する事
- 八 事業計画、収支予算に関する事
- 九 資産の管理に関する事
- 十 日管連の総会議案への議決権行使に関する事
- 十一 会長、副会長、担当理事の選定及び解職に関する事
- 十二 その他、当法人の運営に必要な事項に関する事

（理事会の招集手続の省略）

第38条 第36条第1項第一号の定めにかかわらず、会長は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（理事会の議長）

第39条 理事会の議長は、会長が務める。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い、副会長が議長を務める。
- 3 第1項の定めにかかわらず、第36条第3項の定めに基づき理事が招集した理事会においては、議長は出席理事の中から選任する。

（理事会の決議）

第40条 理事会の議事は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数で議決する。

（理事会の決議の省略）

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を

述べたときは、この限りでない。

2 前項の書面は、次条の理事会の議事録の定めを準用する。

(理事会の議事録)

第42条 議長は、理事会の議事について、書面又は電磁的方法により議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、会長及び監事が、これに署名又は記名押印しなければならない。

3 議事録は10年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第43条 当法人は、法人法の規定に基づき、総会の決議を経て基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、定時総会の決議に基づき、法人法に規定する範囲で行うものとする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の定めにかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事会の決議を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第46条 会長は、法令の規定するところに従い、毎事業年度の終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の決議を経て、定時総会に提出しなければならない。この場合において、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第五号までの書類については、承認を得なければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書（監事の監査報告書を含む。）

三 貸借対照表

四 損益計算書

五 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(計算書類等の作成及び保存)

第 47 条 当法人は、各事業年度に係る前条第三号から第五号に掲げる計算書類等を作成してから 10 年間、当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

(計算書類等の備え置き及び閲覧)

第 48 条 当法人は、各事業年度に係る第 46 条各号に掲げる計算書類等を、定時総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 会長は、会員又は債権者からの前項に掲げる計算書類等の閲覧請求があったときは、閲覧をさせなければならない。

(剰余金の分配)

第 49 条 当法人は、剰余金の分配は行わないものとする。

第 8 章 解散

(残余財産の帰属)

第 50 条 当法人が解散した場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 51 条 当法人は、総会及び理事会の運営その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に細則を定めることができる。

(定款に定めのない事項)

第 52 条 この定款に定めのない事項については、法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

(定款の発効)

附則第 1 条 この定款は、当法人の成立の日から効力を発する。

(最初の事業年度)

附則第 2 条 当法人の設立初年度の事業年度は、第 44 条の定めにかかわらず、当法人の成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

附則第 3 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 吉田宏基 松岡光之輔 石田雅浩 寺井真人 亀山正貴 田村誠

設立時代表理事 吉田宏基（住所 香川県高松市木太町 3974 番地 3）

設立時監事 玉里裕邦